

海津スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「海津スマートインターチェンジ地区協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、海津市内において、一般国道475号（東海環状自動車道）へのスマートインターチェンジ設置を行うため、必要となる事項について検討・調整し、当該インターチェンジの供用後も継続して安全性、採算性、管理・運営方法等について定期的にフォローアップすることを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業内容について協議する。

- (1) 当該スマートICの社会便益
- (2) 当該スマートIC及び周辺道路の安全性
- (3) 当該スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
- (4) 当該スマートICの構造及び整備方法
- (5) 当該スマートICの管理・運営方法
- (6) 広域的検討結果の反映
- (7) 当該スマートICの設置・管理・運営を行う上で必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置き、海津市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を統括する。
- 3 会長に事故があるときは、海津市副市長が職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長を務める。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 第3条各号に掲げる事項の検討・調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、海津市建設水道部長をもって充てる。
- 4 幹事長が必要と認める場合は、幹事会に幹事以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長が指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、海津市建設水道部建設課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月25日から施行する。

別表1（第4条関係）

海津スマートインターチェンジ地区協議会

委員名簿（案）

所属名等	役職名等		備考
国土交通省中部地方整備局	道路部 地域道路課	課長	
	岐阜国道事務所	所長	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	総務企画部	企画調整チームリーダー	
	建設事業部	計画設計チームリーダー	
	名古屋工事事務所	所長	
岐 阜 県	県土整備部 道路建設課	課長	
	大垣土木事務所	所長	
岐阜県警察本部	交通部 高速道路交通警察隊	隊長	
	海津警察署	署長	
養 老 町		町長	
海津市自治連合会		会長	
		副会長	
		理事	
海津市商工会		会長	
海津市消防本部		消防長	
海 津 市		市長	(会長)
		副市長	
【事務局】			
海 津 市	建設水道部 建設課		

別表2（第7条関係）

海津スマートインターチェンジ地区協議会
幹事会委員名簿（案）

所属名等	役職名等	備考
国土交通省中部地方整備局	道路部 建設専門官	
	岐阜国道事務所 調査課長	
	岐阜国道事務所 東海環状事業推進室長	
中日本高速道路株式会社 名古屋支社	総務企画部 企画調整チーム サブリーダー	
	建設事業部 計画設計チーム	
	名古屋工事事務所 工務課長	
岐 阜 県	県土整備部 道路建設課 高速道路企画監	
	大垣土木事務所 副所長	
岐阜県警察本部	交通部 高速道路交通警察隊 副隊長	
	海津警察署 交通課長	
海 津 市	建設水道部 部長	
	建設水道部 建設課 課長	